

事務連絡
令和2年5月27日

保育所等利用保護者 各位

瑞穂町福祉部
子育て応援課長 石川 修
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言全面解除に伴う
保育所等の運営について（通知）

日頃より、町の保育行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町では、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に伴う保育所等の縮小実施をしてきましたが、令和2年5月25日（月）の緊急事態宣言全面解除を受け、令和2年6月1日（月）から段階的に通常保育に戻していくこととなります。これまで、登所自粛にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

しかし、現段階では、これまで同様、多くの子どもたちが、保育所等に通うことは、感染のリスクが高まることには変わりはありません。保育所等でも換気やマスク着用等感染防止対策を徹底した上で運営をしていきますが、子どもたちが集まる以上、完璧な対策を講ずることはできないため、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生する等のリスクを免れることはできない状況となっています。感染拡大の状況によっては、再度登所自粛をお願いすることになることも想定されることです。

そのようなことから、自宅等での保育が可能な保護者の皆様には、引き続き自宅保育をしていただきますようご協力をお願いします。

なお、保育料につきましても、当面の間、日割減免を実施する予定です。

町の子どもたちの生命や健康を第一に考えた対応ですので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係

TEL (042) 557-8658